# 南山田小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定(令和6年3月21日改定)

# 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。いじめのない学校を実現するためには、学校だけでなく、保護者、地域などみんながそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら進めていく必要がある。さらに、子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学校の実現に努めることも肝心である。

## ① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

# ② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。 互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指し て伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成され れば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもに とって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深 刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

# 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

#### ① 委員会の構成員

全教職員(校長、副校長、児童支援専任、学級担任、専科職員、養護教諭、栄養職員、事務職員、 技能職員、図書館司書など)必要によって、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

#### ② 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、週1回定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を 行う。

## ③ 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を 担う。具体的には、次に挙げる役割が想定される。

## ●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する役割

#### ●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報 の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート 調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

#### ●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)

# 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

## ① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、児童が心の 通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる ような授業や集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に 話し合う機会をつくることができるよう支援する。

そのため、教員の資質向上のための取組を進める。人権教育や道徳教育年間計画等の確実な実施、加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## ② いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人に気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

いじめの早期発見を徹底する観点から、情報の共有、子ども面談、チェックリストの作成、全教職 員のスキルアップ等、具体的な取組を進めていく。

また、子どもによるいじめ防止活動、定期的なアンケート調査や教育相談の充実をはかり、児童がいじめを訴えやすい環境・体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、学校は情報モラル教育の推進による児童 の意識向上(インターネット安全教室の開催)や、関係機関と連携し状況を把握し、早期発見、早期 対応に努める。

#### ③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し被害児童を守り通す。加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い。被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

#### ④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ●いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- ●いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該の被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

## ⑤ 教職員への研修

いじめ防止には、全教職員の共通理解とスキルアップが必要と考える。研修については、年間計画 通りに4月から定期的に行い、夏季研修でもじっくり取り組む。計画的に時期や形態を考えて行う。

#### ⑥ 学校運営協議会等の活用

本校の「南山田っ子懇話会」やPTA組織を活用し、さらに、中学校ブロック「学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組み作りを推進し、未然防止や解決の礎とする。

#### ⑦ 取組の年間計画

	月	取組内容		
	4月	いじめ防止基本方針読み合わせ(新年度への全職員の	入学式、懇談会、学年集会等で	
		意志統一)	基本方針説明 地域訪問	
			中川中ブロック学校運営協議会	
	5月	いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式アン		
		ケート・教育相談)		
	6月	YPアセスメント実施1回目(アンケート実施・分析・	学家地連	
		対応) 子ども面談 (~7月)	南山田っ子懇話会	
			中川中ブロック学校運営協議会	
	7月	子ども面談 SOS の出し方プログラム 自殺防止教育	個人面談	
	8月	研修会(内部及び外部講師)、横浜子ども会議		
	9月			
1	0月			
1	1月	Y Pアセスメント実施2回目(アンケート実施・分析・		
		対応) 子ども面談		
1	2月	人権週間、いじめ防止月間の取組	個人面談 (希望者)	
		いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート・面談)		
		SOS の出し方プログラム		
	1月		中川中ブロック学校運営協議会	
	2月	年度末振り返り及び方針の見直し	学家地連	
			中川中ブロック学校運営協議会	
	3月	次年度の年間計画作成	南山田っ子懇話会	
	年 間	毎週金曜日と毎月の児童支援部会で、「いじめ防止対策		
		委員会」を行う		

## 4 重大事態への対処

#### ① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

#### ② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。また、いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

# 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。